



**【 令和2年度の税制改正について 】**  
(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

**1. 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し (令和2年4月1日以後開始事業年度から適用)**

電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式及び税率が以下のとおり改正されました。また、特別法人事業税の税率の一部も併せて改正されました。

**(1) 電気供給業の内、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税の税率**

対象法人	事業税の区分	令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
資本金1億円超の法人	収入割	1.0%	0.75%
	付加価値割	—	0.37%
	資本割	—	0.15%
資本金1億円以下の法人等	収入割	1.0%	0.75%
	所得割	—	1.85%

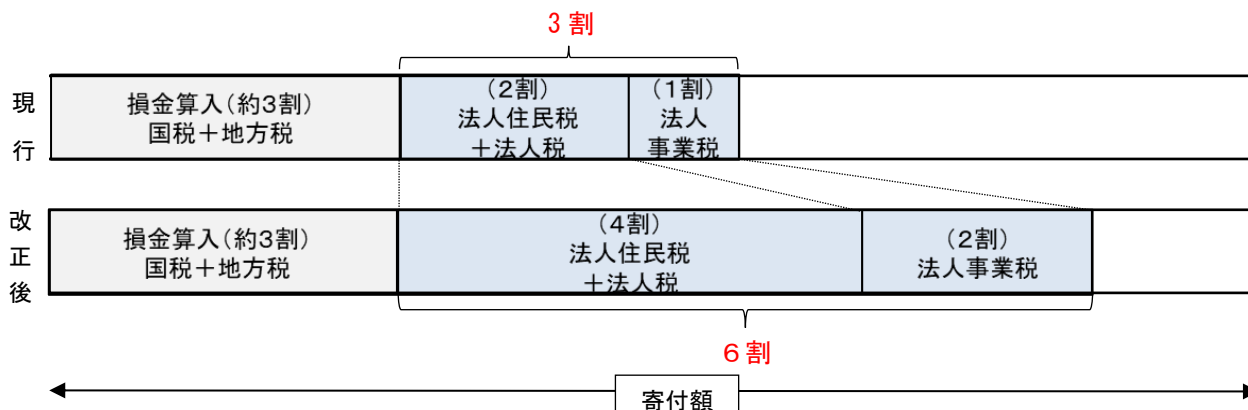
**(2) 特別法人事業税の税率**

課税標準	法人の区分	令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
基準法人収入割額	小売電気事業等・発電事業等 を行う法人	30%	40%
	小売電気事業等・発電事業等 を行う法人以外の法人	30%	30%

**2. 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) の拡充 (令和2年4月1日以後開始事業年度から適用)**

地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) について、税額控除割合が3割から6割※に引き上げられ、その適用期限が5年延長されました

※ 損金算入措置 (約3割) と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



### **3. 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応（令和4年4月1日以後開始事業年度から適用）**

具体的には、法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされています。

法人県民税法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講じます。

### **4. その他の主な改正**

#### **（1）電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の変更（令和2年4月1日以後開始事業年度から適用）**

法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、収入割を課される他の電気供給業を行う法人から非化石証書を購入し、又は卸電力取引所を介して自らが行った非化石証書を購入し、これらの非化石証書を利用して非化石エネルギー源に由来する電気として供給を行う当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該非化石証書の購入に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額が追加されました。

#### **（2）電気託送供給に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長**

法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長することとされました。

#### **（3）賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（令和2年4月1日以後開始事業年度から適用）**

法人の事業税の付加価値割の課税標準からの控除制度における国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の「100分の95」相当額以上（改正前：100分の90）であることとされました。